

【報告Ⅱ】市債権の放棄について(水道局関係分)

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

[令和2年4月 ~ 令和3年3月 実施分]

	会計区分 〔一般・特別・ 企業〕	債権の名称	法的 区分	左の 件数 (件)	金 額 (円)	放棄事由 〔条例第16条 該当号〕	所管課 (連絡先)
1	企業	未収給水収益	私債権	86,035	315,733,946	1号	お客さまサービス課
2	企業	未収給水装置受託収益	私債権	644	23,250	1号	お客さまサービス課
3	企業	未収給水装置修繕受託収益	私債権	199	3,772,582	1号	お客さまサービス課
4	企業	未収弁償金	私債権	5	28,425	1号	お客さまサービス課
5	企業	未収給水装置修繕受託収益	私債権	2	61,861	1号	配水課
6	企業	水道工事負担金	私債権	1	432,360	1号	配水課
合 計				86,886	320,052,424		

〔参考〕神戸市債権の管理に関する条例(抜粋)
(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。